

豊中商工会議所事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 市内商工業の健全な発達を図るとともに、地域社会における福祉の増進に資するため、豊中商工会議所（以下「商工会議所」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に基づく経営改善普及事業等中小企業相談所事業（以下「経営改善普及事業等」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、商工会議所の中小企業相談所特別会計に商工会議所の一般会計から繰入が必要な額（消費税及び地方消費税を除く。）の3分の2または5,000,000円のいずれか低い額を限度とし、予算の範囲内で市長が決定する。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、災害等により、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号（セーフティネット保証4号）または同条第6項（危機関連保証）が発動され、中小企業相談事業等の増加が予想される場合は、市内事業者への影響度に応じて、補助金の額を10,000,000円まで増額することができる。

3 第1項及び前項の補助金は、補助金交付決定額に2分の1を乗じて得た額を事業着手年月日から6カ月経過した日以降に交付する。また、残金については、実績報告後に交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(補助金交付の申込み)

第4条 補助金交付の申込みは、補助金交付申込書（様式第1号）をすみやかに市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、事業計画書、収支予算書を提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申込みに基づき補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 商工会議所は、交付決定に基づき、補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 商工会議所は、当該補助事業完了後すみやかに補助事業実績報告書（様式第4号）並びに関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかについて当該報告書等の書類の審査を行うことにより調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付を受けたものに対し補助金交付確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 市長は、補助金の決定を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に反したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。
- 5 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 7 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

様式第 1 号

補 助 金 交 付 申 込 書

年 月 日

豊中市長様

申込者 住 所
氏 名
(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

豊中商工会議所事業補助金交付要綱第 4 条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

補助金の名称	豊中商工会議所事業補助金
補助金申込額	円

様式第2号

豊 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日づけで申込みのあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中商工会議所事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

補助金の名称	豊中商工会議所事業補助金
補助金決定額	円

様式第3号

補助事業実績報告書

年 月 日

豊中市長様

申込者 住所
氏名
(法人又は団体の場合は、その名称及び代表者名)

年 月 日づけで申込み、年 月 日豊第 号で交付決定された補助事業等に係る実績を豊中商工会議所事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業 の名称	豊中商工会議所事業補助金		
	事業着手 年月日	事業完了年 月 日	年月日
事業経過 及び 事業の概要			

様式第4号

豊活産第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長 印

補助金交付確定通知書

年 (年) 月 日づけ豊活産第 号で交付決定した補助金の額については、次のとおり確定しましたので、豊中商工会議所事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金の名称	豊中商工会議所事業補助金
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円

以上

豊中市長様

所在地
名称
代表者氏名

補助金交付請求書

豊中商工会議所事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

ただし、金 円也
年(年) 月 日豊 第 号に基づく補助金として

なお、上記補助金について下記のとおり振込みを依頼します。

口座振替依頼書

振込先金融機関名	支店
預金種別	当座 普通 預金
振込口座番号	NO.
ふりがな	
口座名義	